

昭和三十四年法律第六十七号

特定港湾施設整備特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、輸出貿易の伸長及び工業生産の拡大に対応して、重要な港湾施設を緊急に整備することにより、経済基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「特定港湾施設工事」とは、政令で定める港湾の水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるものの建設又は改良の工事であつて、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条第一項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百条第一項の規定により国土交通大臣が施行するものをいう。

第三条 削除

(港湾管理者の負担割合の特例)

第四条 国土交通大臣は、特定港湾施設工事については、港湾管理者との協議が調つたときは、港湾法第五十二条第二項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖繩振興特別措置法第百条第三項の規定にかかわらず、その工事に要する費用について、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる負担割合までを港湾管理者に負担させることができる。

一 国際戦略港湾（北海道及び沖繩県の国際戦略港湾を除く。次号及び第三号において同じ。）において施行する工事（港湾法第五十二条第二項第一号に規定する施設に係る工事に限る。）
十分の四・四

二 国際戦略港湾又は国際拠点港湾（北海道及び沖繩県の国際拠点港湾を除く。次号において同じ。）において施行する工事（港湾法第五十二条第二項第三号に規定する施設に係る工事に限る。）
十五分の七

三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾（北海道及び沖繩県の重要港湾を除く。）において施行する工事（前二号に掲げる工事を除く。）
十分の五・六

四 北海道の港湾の水域施設又は外郭施設に係る工事
十分の二・三五

五 北海道の港湾の係留施設に係る工事
十分の四

六 沖繩県の港湾の水域施設、外郭施設又は係留施設に係る工事
十分の一・四五

(特別利用料)

第五条 港湾管理者は、第四条第一項の規定により特定港湾施設工事について負担する負担金のうち、当該工事に要する費用の額の十分の二（北海道及び沖繩県の港湾については、十分の一）に相当する部分（その部分に係る政令で定める利息を含む。）の財源に充てて特別利用料を徴収するものとする。

2 前項の特別利用料の種類及び料率の基準は、政令で定める。

3 第一項の特別利用料については、港湾法第四十四条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

(工事の委託)

第六条 国土交通大臣は、特定港湾施設工事の一部を港湾管理者に委託することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 第四条の規定の昭和六十年年度、昭和六十一年年度、平成三年度及び平成四年度の特例（昭和六十一年度、昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同条第一項第二号中「十分の一・四五」とあるのは「十分の二・三五」と、同項第三号中「十分の三・二五」とあるのは「十分の四」と、同項第四号中「十分の一」とあるのは「十分の一・四五」と、同条第二項中「十分の八」とあるのは「十分の七・二」と、「十分の六」とあるのは「十五分の八」とする。

（昭和六十二年年度から平成二年度までの特例）

3 第四条の規定の昭和六十二年年度から平成二年度までの各年度における適用については、同条第一項第二号中「十分の一・四五」とあるのは「十分の二・八」と、同項第三号中「十分の三・二五」とあるのは「十分の四・六」と、同項第四号中「十分の一」とあるのは「十分の一・九」と、同条第二項中「十分の八」とあるのは「十分の六・四」と、「十分の六」とあるのは「十分の四・八」とする。

附則（昭和三十五年五月二日法律第七五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年三月二日法律第二四号）抄

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附則（昭和三十六年三月二日法律第二五号）抄

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附則（昭和四十六年二月三十一日法律第一三二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（附則第十九条第五項及び第十二項において「協定」という。）の効力発生の日から施行する。

附則（昭和四十七年五月二三日法律第三二号）抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第二条第一項の規定、附則第三項の規定による改正後の離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）別表（一）の規定及び附則第四項の規定による改正後の特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）第四条第一項の規定は、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金（昭和四十七年度に繰り越された昭和四十六年度の予算に係る国の負担金を除く。）及び当該国の負担金に係る港湾工事に費用に係る港湾管理者の負担金から適用する。

附則（昭和四十八年七月一七日法律第五四号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年五月二八日法律第三七号）抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年五月八日法律第四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年年度から昭和六十三年度までの各年度の特別に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助又は昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以

降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年三月三十一日法律第二二号）

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の法律の規定は、昭和六十二年及び昭和六十三年の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る港湾管理者又は地方公共団体の負担を含む。以下同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）、昭和六十二年及び昭和六十三年の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに昭和六十二年及び昭和六十三年の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成元年四月一日法律第二二号） 抄

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の平成元年度及び平成二年度の特別に係る規定並びに平成元年度の特別に係る規定は、平成元年度及び平成二年度（平成元年度の特別に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は補助（昭和六十三年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和六十三年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成元年度及び平成二年度における事務又は事業の実施により平成三年度（平成元年度の特別に係るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担、昭和六十三年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成三年三月三十一日法律第一五号）

この法律は、平成三年四月一日から施行する。

2 この法律（第十一条及び第十九条の規定を除く。）による改正後の法律の平成三年度及び平成四年度の特別に係る規定並びに平成三年度の特別に係る規定は、平成三年度及び平成四年度（平成三年度の特別に係るものにあつては平成三年度とする。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成二年度以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）並びに平成三年度及び平成四年度の年度における事務又は事業の実施により平成五年度（平成三年度の特別に係るものにあつては平成四年度とする。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担、平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担

又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月三十一日法律第八号） 抄

（施行期日等）

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 この法律（第十一条及び第二十条の規定を除く。）による改正後の法律の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（平成四年度以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担及び平成四年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成四年度以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担、平成四年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成四年度以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成十一年二月二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成二十二年三月三十一日法律第三三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日法律第九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日法律第七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。